

年金時効特例法が施行されました

法律の概要

「厚生年金保険法の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」(年金時効特例法)が施行され、年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めて、本人または遺族の方へ全額支払われます。

対象となる方

●既に年金記録が訂正されている方

①年金記録の訂正により年金が増えたが、従来、過去の増額分は時効消滅により直近の5年間分の年金に限り支払われていた方

→老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます。

②年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることとな

りますが、従来、過去の分は時効消滅により直近の5年分の年金に限りお支払いしていた方

→老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます。

③①や②に該当する方が、亡くなっている場合には、その遺族の方

→未支給年金の時効消滅分が支払われます。

※遺族の範囲は、亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた方に限り、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順となります。

●今後、年金記録が訂正される方

④今後、年金記録が訂正された結果、従来であれば、①～③と同じように、過去の分は直近5年間分の年金に限り支払われる方

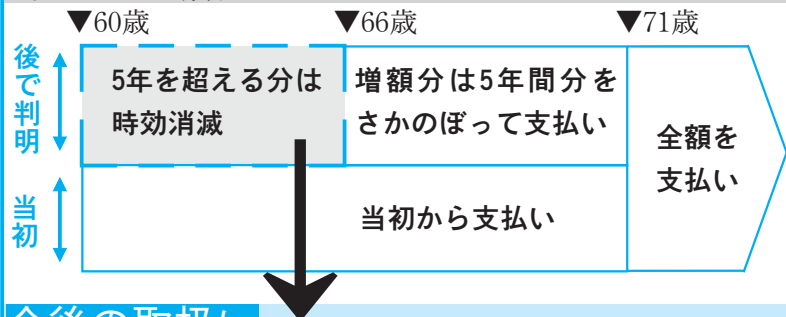
→増額された老齢・障害・遺族年金や未支給年金が支払われます。

今までの取扱い

年金記録が訂正された結果、年金が増額された場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限り支払われていました。

具体例

60歳から年金を受給していた方で、71歳で追加すべき年金記録が見つかった場合



今後の取扱い

「年金時効特例法」の成立により、時効消滅により受け取ることができなかった分も全期間さかのぼって支払われます。

必要な手順

●今後、年金記録が訂正される方

→記録の訂正の手続以外に特別の手続は必要ありません。年金記録の訂正に合わせて自動的に手続を行い、5年を経過した分の年金額も支払われます。

●既に、年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方

・できるだけ簡単に手続ができるよう、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙が順次発送されます。(平成19年9月～)

・すぐに手続をすることもできます。その場合には、お近く

の社会保険事務所に、必要な書類を提出(または郵送)してください。

※郵送で手続をする際に必要となる用紙は、社会保険事務所から取り寄せるか、社会保険庁ホームページからプリントアウトしてください。

※手続から支払いまでの期間は、2～3か月程度です。支払いの前に、審査結果・振込等のお知らせをします。

窓口での手続に必要な書類

○年金を受給している方の場合

「年金証書」、「振込通知書」など基礎年金番号・年金コードが確認できるもの

○未支給年金を受けたことがある遺族が手続する場合

・亡くなった方が受けていた年金の「振込通知書」、「未支給年金支給決定通知書」など亡くなった方の基礎年金番号・年金コードが確認できるもの

・手続をする方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)

・振込を希望する金融機関の預金口座の通帳

※未支給年金を受けたことがない遺族が手続する場合は、必要な書類を問い合わせてください。

◆本人以外の方が代理で手続する場合に必要なもの

・委任状

・委任を受けた方(実際に窓口に来る方)の身分証明書(運転免許証等)

問合せ

立川社会保険事務所

☎523・0352

ねんきんダイヤル

☎0570・05・1165

社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)でも案内しています。



納期内納税にご協力を!

◆8月は市・都民税(第2期)、国民健康保険税(第1期)、介護保険料(第1期)の納期です。8月31日(金)までに納めてください。

◆口座振替を利用されている方へ 指定の預金口座から8月31日(金)に自動的に振り替えますので、残高不足に注意してください。

◆納め忘れはありませんか? 納期が過ぎています。市・都民税第1期、固定資産税・都市計画税第1期・第2期、軽自動車税全期

◆納期ごとの納付が困難な方は早めに相談を

病気など特別な事情がないのに、国民健康保険税・介護保険料の未払いが続くと督促を受けたり、延滞金が加算されます。また、未納期間に応じてやむを得ず次のような措置がとられます。

◆国民健康保険税を滞納した場合

短期保険証の交付

保険証の有効期限が短くなる場合があります。

資格証の交付

国保に加入していることを証明するだけの資格証が交付され、医者にかかる時は医療費を全額自己負担することになります。

介護保険給付の差し止め

40歳～64歳(介護保険第2号被保険者)の国民健康保険税は、医療保険分と介護保険分が合算されていますが、これを滞納

しますと介護保険給付の差し止めを行う場合があります。

◆介護保険料を滞納した場合(65歳以上・介護保険第1号被保険者の場合)

1年間滞納した場合

サービス利用時の支払い方法の変更

介護サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担し、あとで9割相当分を市から払い戻しを受けます(償還払い)。

1年6か月滞納した場合

保険給付の一時差し止め

償還払いになった給付費(9割)の一部、または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。

差し止め額から保険料を控除

なお滞納が続く場合、差し止められた額から滞納した保険料が引かれる場合があります。

2年以上滞納した場合

利用者負担の引き上げ

介護保険料の未納期間に応じて、本来1割である利用者負担が3割に引き上げられます。

高額介護サービス費の支給停止

1か月の自己負担額より多くなったときに、限度額を超えた分が払い戻される「高額介護サービス費」の支給も受けられなくなります。

やむを得ない事情により保険税・保険料の納付が困難な場合は、支払い方法など早めにご相談ください。

問合せ 収納課 収納係

第51回福生七夕まつり

今年も盛大に行われました! 8月2日(木)～5日(日)

梅雨が明けて一気に猛暑になった今年の夏。4日間で36万4千人の来場者で賑わいました。

民謡パレードは3日に行われ、33団体、約1,500人が踊ってまつりを盛り上げました。沿道では多くの観客が応援しました。



第5回織姫コンテストが行われ、織姫に機辺かのこさん(中央)、特別賞に三代川友香さん(右)、浅野沙良さん(左)が選ばれました。

来年もお待ちしています!



たっけー☆☆も大活躍!